

一般社団法人日本医学教育学会認定医学教育専門家 認定更新要件

2016年7月28日 制定

以下のⅠ～Ⅲの書類を提出し、審査に合格することを更新要件とする

Ⅰ. 以下の必須要件 A～C を満たすこと

前回の認定から更新の申請までの間、

A 本学会の正会員であり、かつこの間の会費を完納していること（一般社団法人医学教育学会認定専門家資格制度要綱 第8章 第22条）

B 日本医学教育学会大会参加していること（初回認定6年間、更新後5年間で1回以上）
・Bは参加証の写しにて確認

C 資格更新のための講習会を受講していること（初回認定6年間、更新後5年間で1回以上）
・Cは受講証（入室時に出席票（受講票）を配布し、退室時に引き換えに受付票（受講証）を渡す）の写しにて確認

Ⅱ. 以下の書類を提出し、委員会での審査に合格すること

D 過去5年間の医学教育における教育実績がわかる履歴書（以下のもの）

- ① 学術活動の成果
- ② 教育履歴

書式は認定用ポートフォリオに準ずる。前回の認定後の部分のみ記載

E 過去5年間の医学教育における教育実践の振り返りレポート 1通
医学教育に関連した教育実践であれば、領域は問わない。

Ⅲ. 前回の認定から更新の申請までの間に、以下の教育活動で計5点を獲得していること

① 医学教育学会委員会主催のワークショップや指定シンポジウムの聴講	1点/回	医学教育学会の委員会主催のあらかじめ認定されたもので医学教育学会大会期間以外に開催されるもの 受講証（入室時に受講票を配布し、退室時に引き換えに受講証を渡す）の写しを提出する
② 日本医学教育学会大会発表	筆頭3点 共同演者1点	抄録の写しを提出する
③ 医学教育関連論文（査読あり）	筆頭著者5点 共著者2点	論文の写しを提出する
④ 講習会*の講師	3点/回 （上限3点）	*更新用講習会（上記のB）、臨床研修指導医WS、プログラム責任者講習会、JATECなど医学教育関連の講習会：感謝状、プログラム、招聘状の写しを提出する

★申請書類は専門家制度委員会にて審査される。認定の更新は、委員会の報告に基づき、理事会が行う。(一般社団法人医学教育学会認定専門家資格制度要綱 第8章 第23条)

<補足説明>

- “専門家認定後も教育実践を続けていること”、“教育、教育研究に関する倫理、医学教育 Update などを受講すること”が必要と考え、Ⅰ、Ⅱの必須要件とした。
- 医学教育学会大会への参加が困難な場合を考慮し、学会参加は5年（初回認定後は6年）間で1回のみでよいこととした。
- 様々な立場にある“医学教育専門家”がいることを想定し、Ⅲの①~④のいずれかの組み合わせで更新可能となることとした。
- 更新の保留については、「一般社団法人医学教育学会認定専門家資格制度施行細則」にて別途定める。

更新申請に必要な書類

I. 前回の認定から更新の申請までの間の

- B 日本医学教育学会大会参加証の写し 1 件
- C 資格更新のための講習会 受講証の写し 1 件
- D 医学教育における教育実績がわかる履歴書 所定の書式
- E 医学教育における教育実践の振り返りレポート 1 通
医学教育に関連した教育実践であれば、領域は問わない。

III. 以下の教育活動実績 計 5 点

① 医学教育学会委員会主催のワークショップや指定シンポジウムの聴講	1 点/回	医学教育学会の委員会主催のあらかじめ認定されたもので医学教育学会大会期間以外に開催されるもの 受講証（入室時に受講票を配布し、退室時に引き換えに受講証を渡す）の写しを提出する
② 日本医学教育学会大会発表	筆頭 3 点 共同演者 1 点	抄録の写しを提出する
③ 医学教育関連論文（査読あり）	筆頭著者 5 点 共著者 2 点	論文の写しを提出する
④ 講習会*の講師	3 点/回 (上限 3 点)	*更新用講習会(上記の B)、臨床研修指導医 WS、プログラム責任者講習会、JATEC など医学教育関連の講習会：感謝状、プログラム、招聘状の写しを提出する